官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（**総務**一一二）　二
○スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令（**文部科学**二九）　三
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二四）　三
○経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**五六）　三
〔その他告示〕
○土地家屋調査士法第三条第一項第七号の規定による団体の指定に関する件（**法務**一五一）　三
○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（**外務**四六六）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**一九三九～一九四一）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**一九四二～一九四九）　四
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**一九五〇）　五
○特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（**国土交通**一〇八三）　六
○技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（**同**一〇八四）　六
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（**同**一〇八五）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**二五三、二五四）　七
○道路に関する件（**中部地方整備局**一一〇）　七
〔国会事項〕
内閣　八
〔人事異動〕
内閣　八
〔叙位・叙勲〕
内閣　八
〔皇室事項〕
内閣　八
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）　九
〔公　告〕
文　教
日本学士院新会員の選定について（日本学士院）　九
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　二九

省　令

○総務省令第百十二号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十一条第一項第四号の二の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

総務大臣　林　芳正

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（磁粉探傷試験、浸透探傷試験及び渦電流探傷試験） **第二十条の八**　特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、底板）、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手（以下この項において「底部の溶接継手」という。）並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合には浸透探傷試験を、底部の溶接継手（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により、それぞれ次項又は第三項に定める基準に適合していると認められたことがあるものに限る。）が対象となる場合には渦電流探傷試験を行うことができる。これらの場合においては、それぞれ第三項又は第四項に定める基準に適合するものでなければならない。 ［2・3　略］ 4　渦電流探傷試験に関する合格の基準は、試験の対象となる溶接継手を走査したときに生ずる電圧又は電流の値（電気的信号に変換したものを含む。以下この項において同じ。）が、当該溶接継手を模した試験片に製作した基準となる傷（長さが四ミリメートル、深さが一・五ミリメートルである傷とする。）を走査したときに生ずる電圧又は電流の値を超えないこととする。	（磁粉探傷試験及び浸透探傷試験） **第二十条の八**　特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、底板）、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手並びに重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）は、磁粉探傷試験を行い、次項に定める基準に適合するものでなければならない。ただし、磁粉探傷試験によることが困難な場合は、浸透探傷試験を行うことができる。この場合においては、第三項に定める基準に適合するものでなければならない。 ［2・3　同上］ ［新設］

備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

○文部科学省令第二十九号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

文部科学大臣　松本　洋平

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二千二十五年の禁止表」を「二千二十六年の禁止表」に、「二千二十五年一月一日」を「二千二十六年一月一日」に改める。

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十四号

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和七年環境省令第十九号）の施行に伴い、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（飲料水に関する衛生上必要な措置等） **第四条**　（略） 一・二　（略） 三　（略） イ　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。 ロ　水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。	（飲料水に関する衛生上必要な措置等） **第四条**　（略） 一・二　（略） 三　（略） イ　水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。 ロ　水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

四　（略）

イ　（略）

ロ　水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ハ　水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

ニ　水質基準省令の表中十四の項、十六の項から十九の項までの項、二十一の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

2　（略）

五～八　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定に基づき、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は八千トンとする。	（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は八千四百トンとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百五十一号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

令和七年十二月二十三日　法務大臣　平口　洋

名称	主たる事務所
公益社団法人民間総合調停センター	大阪市北区西天満一丁目十二番五号　大阪弁護士会館

○外務省告示第四百六十六号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅰの一部は、同規約第三十四条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定により令和八年一月一日に効力を生ずる。

（令和七年十一月十五日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

令和七年十二月二十三日　外務大臣　茂木　敏充

附属書Ⅰの題名を次のように改める。

附属書Ⅰ　二千二十六年の禁止表（二千二十六年一月一日に効力を生ずる世界ドーピング防止規範）

S1.1　中「類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質」を「類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質（それらのエステルを含む。）」に改める。

S2.1.1　中「ペギネサタイド」の下に「、ペグモレサタイド」を加える。

S3　例外中「吸入されるサルメテロール（二十四時間に最大で二百マイクログラム）」を「吸入されるサルメテロール（分割投与で二十四時間に最大で二百マイクログラム。いかなる用量から開始しても八時間に百マイクログラムを超えないもの）」に改める。

S4.1　中「二―アンドロステノン（五アルファ―アンドロスター二―エン―十七―オン）」の次に、「二―フェニルベンゾ［h］クロメン―四―オン（アルファ―ナフトフラボン、七・八―ベンゾフラボン）」を加える。

S4.4.1　を次のように改める。

S4.4.1　アデノシン一りん酸活性化たんぱく質キナーゼ（ＡＭＰＫ）活性化剤（例えば、五―Ｎ、六―Ｎ―ビス（二―フルオロフェニル）―［一・二・五］オキサジアゾロ［三・四―ｂ］ピラジン―五・六―ジアミン（ＢＡＭ一五）、ＡＩＣＡＲ、ミトコンドリアオープンリーディングフレーム十二ＳｒＲＮＡ―ｃ（ＭＯＴＳ―ｃ））

ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ（ＰＰＡＲデルタ）作用剤（例えば、二―（二―メチル―四―（四―メチル―二―（四―（トリフルオロメチル）フェニル）チアゾール―五―イル）メチルチオ）フェノキシ）酢酸（ＧＷ一五一六、ＧＷ五〇一五一六）

リバーブアルファ作用剤（例えば、ＳＲ九〇〇九、ＳＲ九〇一一）

M1.1　を次のように改める。

M1.1　自己血、同種血若しくは異種血又は赤血球生成物（由来を問わない。）を、その量にかかわらず、循環器に投与し、又は再注入すること。

血液又は血液成分の採取（交換法による採取を含む。）を行うこと（(1)分析目的（医学的検査又はドーピング管理を含む。）又は(2)実施する国の関連する規制当局によって登録された採取センターにおいて提供目的で行われる場合を除く。）。

M1.3の次に次のM1.4を加える。

M1.4　一酸化炭素を供給するために再吸入装置又は再吸入器を使用すること（医学的又は科学的専門家の監督の下に、診断手続として行われる場合を除く。）。

M3.2を次のように改める。

M3.2　正常な又は遺伝子が改変された細胞又は細胞成分（例えば、核、細胞小器官（ミトコンドリア、リボソーム等））を使用すること。

S6.A中「フェンプロポレックス」の次に次のように加える。

フラドラフィニル（二―［ビス（四―フルオロフェニル）メチルスルフィニル］―N―ヒドロキシアセトアミド）

フルモダフィニル（二―［ビス（四―フルオロフェニル）メチルスルフィニル］アセトアミド）

S6例外中「二千二十五年の監視プログラム」を「二千二十六年の監視プログラム」に改める。

S6例外注1中「二千二十五年の監視プログラム」を「二千二十六年の監視プログラム」に改める。

○農林水産省告示第千九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町大字柳川字田ノ沢五八〇、字矢引沢一〇七五の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田ノ沢五八〇・字矢引沢一〇七五の六（以上二筆について次の図の示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字沼山字沢口三八四の四、一一二九の一、字立目三九三の一、三九三の二、三九三の四、三九四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢口三八四の四・一一二九の一・字立目三九三の一・三九三の四・三九四の三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡川場村大字川場湯原字早落二〇七九の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所

㈠　解除に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　林道用地とするため

二　㈠　解除に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県安中市下秋間字広町四六三二の九、四六三三の七、四六三三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県上北郡七戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第一項各号に掲げる数量の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十二月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月

30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	4,947
（略）	（略）
山形県	201
（略）	（略）
兵庫県	96
（略）	（略）
鳥取県	96
（略）	（略）
山口県	96
（略）	（略）
長崎県	1,053
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	7,795

30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第四　（略）

第五　するめいか

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	3,898
（略）	（略）
山形県	現行水準
（略）	（略）
兵庫県	現行水準
（略）	（略）
鳥取県	現行水準
（略）	（略）
山口県	現行水準
（略）	（略）
長崎県	現行水準
（略）	（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	7,296

（略）	（略）	
するめいか大臣許可いか釣り漁業	2,831	
（略）	（略）	

第六～第八　（略）

（略）	（略）	
するめいか大臣許可いか釣り漁業	2,631	
（略）	（略）	

第六～第八　（略）

○国土交通省告示第千八十三号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和七年十二月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

名称　巨瀬川特定都市河川流域

区域　福岡県久留米市、うきは市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、九州地方整備局及び筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表　巨瀬川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
巨瀬川	左岸　うきは市浮羽町妹川字上元有三千百五十四番一地先 右岸　うきは市浮羽町妹川字下小坪三千五百四十五番一地先	筑後川への合流点
不動川	左岸　久留米市山本町耳納字今泉千六百六十四番一地先 右岸　久留米市山本町耳納字牛殺千七百八十番一地先	巨瀬川への合流点
藤町川	久留米市草野町吉木字上大日一番一地先ノ西吉木橋	三光川への合流点
三光川	左岸　久留米市草野町吉木字三光千二百三十一番二地先 右岸　久留米市草野町矢作字居釜口一番一地先	巨瀬川への合流点
発心川	左岸　久留米市草野町紅桃林字立頭三十四番一地先 右岸　久留米市草野町紅桃林字清水二百六十八番一地先	巨瀬川への合流点
堺川	左岸　久留米市草野町紅桃林字早田原二百十六番一地先 右岸　久留米市田主丸町中尾字出口千三百九十三番一地先	巨瀬川への合流点
東本川	左岸　久留米市田主丸町益生田字稗田屋敷千六百三十五番一地先 右岸　久留米市田主丸町益生田字姥屋敷千六百三十七番二地先	巨瀬川への合流点
樋ノ口川	うきは市吉井町鷹取字高尾千五百五十一番八地先ノ玄竹橋	巨瀬川への合流点
山曽谷川	左岸　うきは市吉井町福益字森下二百三十五番一地先 右岸　うきは市吉井町福益字内畑二百六十二番一地先	巨瀬川への合流点

○国土交通省告示第千八十四号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第六項の規定に基づき、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（維持管理計画等） **第二条**　（略） ２　（略） ３　維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。 一　当該施設の供用期間 二　当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理並びに当該施設の置かれる気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方	（維持管理計画等） **第二条**　（略） ２　（略） ３　維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。 一　当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 （新設）

三　（略）
四　前各号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理
4・5　（略）
6　当該施設の用途の変更、第三項第一号で定める供用期間の変更又は維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画等を変更することを標準とする。
7　（略）
（管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理）
第六条　（略）
2　（略）
3　国土交通大臣は、管理を委託している技術基準対象施設の用途の変更、第二条第三項第一号で定める供用期間の変更又は維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、港湾管理者と協議の上、維持管理計画を変更できるものとする。
4・5　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年十二月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の変更

八戸事業所の名称の変更

㈠　事業所の名称の変更

変更前	八戸事業所
変更後	八戸事務所

㈡　変更年月日　令和八年一月一日

堺事務所の廃止

㈠　事業所の名称及び所在地の削除

名称	所在地
堺事務所	大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁2番21号

㈡　廃止年月日　令和八年一月一日

二　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の変更

八戸事業所の名称の変更

㈠　事業所の名称の変更

変更前	八戸事業所
変更後	八戸事務所

㈡　変更年月日　令和八年一月一日

○関東地方整備局告示第二百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門一丁目三〇〇番三まで	前	二八・一〇～四一・九〇メートル	〇・〇〇九キロメートル
	後	三〇・〇〇～四一・九〇メートル	〇・〇〇九キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門一丁目三〇〇番三まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十三日

○中部地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

中部地方整備局長　森本　輝

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
掛川市千羽字宮ノ前二六四番一から同市薗ケ谷字非尻ケ谷五二〇番一まで	前	二〇・六七～七五・五一メートル	〇・五九八キロメートル
	後	二〇・六七～八二・四〇メートル	〇・五九八キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

国会事項

衆議院

答弁書受領

十二月十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員神津たけし提出令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問に対する答弁書

衆議院議員神津たけし提出米国関税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄提出国立大学における外国人留学生の学費値上げに関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄提出医薬品安定供給と医薬品製造にかかる専門人材育成に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規眞提出未成年の犯罪被害防止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介提出ＮＨＫのサステナビリティについての取組に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子提出国民の主食である米の需給及び価格安定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄提出令和七年三月三十一日に厚生労働省が発表した「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」にかかる政府のその後の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本幹彦提出病床数に係る制度の事実確認に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐々木ナオミ提出更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出生成ＡＩを用いた創作物の著作物性の判断に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮川伸提出ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）評価書及び対策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員有田芳生提出日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介提出補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介提出ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規眞提出刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治提出円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸提出女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問に対する答弁書

衆議院議員堀川あきこ提出タクシーの運賃改定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員佐原若子提出使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐原若子提出六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司提出「責任ある積極財政」に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十二月十九日内閣から次の報告書を受領した。

再犯の防止等の推進に関する法律第十条の規定に基づく「令和六年度再犯の防止等に関する施策」に関する報告

人事異動

内閣

（防衛省大臣官房付）防衛事務官　中野　憲幸

内閣事務官に兼ねて任命する

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）を命ずる

（警察庁長官官房付）警視長　宮島　広成

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる（以上十二月十九日）

叙位・叙勲

○叙勲

旭日小綬章を授ける（各通）

沖澤　清一　　中川　和成

旭日小綬章を授ける（各通）

今井　直　　大崎　勝治　　岡本　勝彦

佐藤　巖　　西川　與平　　前田　新

旭日双光章を授ける（各通）

浅海　誠悟　　足達　征次　　荒川　勝

有坂　章　　安喰　武雄　　池本　久隆

和泉　兼壽　　磯山　守　　井手　軍時

伊藤　昭男　　井野信一郎　　芋川　武一

大久保正一　　大田　典二　　大谷　朝丸

柿崎　八郎　　加藤義意知　　木下　功

桑原　道良　　小林　照幸　　小針　修

近藤　勇　　郷司　明　　佐井木勝治

齊藤新一郎　　坂下　庄藏　　坂本　勝利

佐藤　忞　　佐藤　兵衛　　佐藤　浩巳

佐藤　昌廣　　新海　安則　　鈴木　勝美

鈴木　忠男　　諏訪　良一　　高久延生惠

高橋　一重　　橘　幸孝　　大工原敬明

中村　有秀　　長濱　清信　　永峯　滿

西川　貞子　　野津　春雄　　野元　康雄

濱之上喜郎　　阪野　隆　　平田　福美

福井　昌司　　星　貞光　　前田　衛

松永　丹　　松本かをり　　松本　征一

水守　義則　　宮原　守　　柳瀬　源

山本　忠生　　吉田　久一　　吉村　善市

渡邊　信雄　　渡邊　久長　　渡邊　義正

旭日単光章を授ける（各通）

浅原　一彦　　池田　公宜　　石神　堯生

井上　哲哉　　宇田川　清　　大野　隆

小原　正俊　　門田　忠行　　河原　政喜

窪田　惠　　國分　義功　　西條　了康

鮫島　俊治　　清水　志郎　　杉村　俊明

鈴木　奎次　　鈴木登規雄　　高林　利夫

高山　薫　　種茂　勉　　寺田　繼

永井　薫　　長澤　正之　　野村　寛治

花形　元文　　原田　伸　　藤田順一郎

増田　明徳　　水口　信只　　山本外喜男

瑞宝小綬章を授ける（各通）

相澤　政助　　會田　隆清　　青木　純子

青島　欽治　　青戸　迪子　　青山　洋三

朝隈　順子　　阿部　愛子　　天笠眞瑳子

新井　哲夫　　新垣　政雄　　荒木　昭代

有村　隼隆　　安齋　保　　飯田　明生

飯田　敏　　飯田　稔　　飯野　桂

五十嵐吉平　　池田　明治　　池元　時一

石井　錦一　　石黒　武彦　　石黒　勝

石毛　忠治　　石田　英治　　泉田　治

伊地　淳哲　　市川　幹　　井出　寛

伊藤　隆雄　　井上　賴泰

岩崎　義郎　　植木　和子

魚本　良二　　薄井　忠惠

内之宮　守　　宇野　一枝

榎本　邦雄　　榎本　喬

太田　照夫　　大槻　彬

大木　安史　　大久保　壽

大西　龍彦　　大庭　信保

岡田　義孝　　小濱　重幸

加川　武司　　角井　英夫

梶原　稔　　勝瀬　正義

勝俣　友子　　加藤　敏史

金森　勲子　　神山　傳藏

河田　昌文　　河野　博明

川村　宏昭　　菊岡　孝之

北爪　順作　　北村　彬

木山　幸一　　久慈林誠一

久保　勝正　　久保　豊

熊谷　英彦　　組谷　省司

廣布　勝之　　小島　和彦

小島　壽彦　　兒玉　文男

後藤　隆夫　　齋藤　勇

齋藤　博司　　坂井　武久

酒木　正明　　坂田　載久

坂本　清一　　酒屋　祐定

佐々木市郎　　佐々木敏子

佐藤　明次　　佐藤　修

佐藤　昭治　　佐藤　忠禎

佐藤　好秋　　澤畑　薫

下地　学　　首藤　幸夫

新城　眞次　　杉浦　幸男

鈴木　勇　　鈴木　勝利

鈴木　敏章　　鈴木トミ子

須田　進　　角　捨三

添田敬一郎　　輪地　由昭

高市　光男　　高須賀昌平

高橋　明　　高橋　功

高橋美喜子　　高宮城一男

武居　敬一　　武知　徹

竹原　宗二　　竹村晃一郎

田中　重穂　　田中　忠義

田中　壽一　　田中　安

辻　利光　　常久　和之

津村　昭人　　照沼　義夫

岩崎保太郎　　上坂　忠

内田　裕英　　枝廣　孝司

及川　進　　大城　幸子

大成　一貴　　岡　知道

甲斐　勲　　風見　幸信

勝野　功　　金井　怜

栢野　敏　　河野澄重雄

北川　昂　　木本　清徳

久手堅憲珍　　窪嶋　義文

幸田　達雄　　小島　武以

近藤　正義　　齋藤　孝雄

阪上　博文　　坂本　昭三

佐々木昭雄　　佐々木義夫

佐藤　一益　　佐藤　喜章

七條猪三郎　　進　晙男

杉山　泰生　　鈴木　勝一

鈴木　晴雄　　諏訪　明雄

高井　正昭　　高橋　秋雄

高橋　幸男　　高山　洋子

竹之内麗子　　武山　球子

田中　積　　對比地　勇

坪井　武　　天願　光雄

出町　敏昭
富澤　博
中井　弘道
中川　政八
中島　庸介
中村　克
中山　稔
長澤　一彦
新美　良子
西角　三郎
西田　滋
西山　巖
野依由美子
長谷　公文
長谷川　豊
原　坦
久光　哲朗
平野　哲郎
藤岡外喜治
藤田　勇
藤原　閑江
船山　景正
古堅　達夫
本田　芳光
松井　保
松下　輝夫
松嶋　睦治
松本　汪
光原　隆男
村上　勝美
村松　國義
目黒　正保
持留　忠二
守屋　光人
柳井　一二
矢野　正
山内　馨
山下　正
山田　光次
湯田　廣美
吉田　義和
渡邉　公正
渡部　憲司
瑞宝双光章を授ける（各通）
旭　勝彦
高橋　徳男
葉澤甚三郎
吉田　勇次
瑞宝単光章を授ける（各通）

藤　憲治
外山　岩見
中川　勝三
中里　弘
中野　道子
中村　進
長尾　武夫
南雲　道幸
仁木　孝大
西川　兼子
西田　時雄
二宮　勝利
橋本　寛男
長谷川忠良
濱村　政子
比嘉　武
日當　由男
深谷　眞
藤川　宜孝
藤田　剛
藤原　直道
古井　武志
放示　忠之
堀　鼎
本間惣之助
松澤　健一
松下　信夫
松田　泰祐
水野　實
宮澤　武
村上　重之
村松　正彦
毛利　東
茂木暎二郎
矢島　厚
柳内　翠
矢原登喜吉
山崎　潤二
山城　征治
山近　敏男
横江　武夫
若山　義雄
渡邊　武彦
和田　雅頼
亀井　常子
中永　盈子
森崎　哲

外塚　一樹
名嘉　昌高
中川奈良子
中塩屋　茂
中平　利幸
仲森　正純
長岡　秀士
成毛　正廣
西浦　精一
西谷　進
西原　進
野澤　充
羽豆　成二
長谷川正宏
原　秀造
比嘉　寿郎
平田　勝
藤井　栄
藤木　甫
藤原　耕三
船山　郁郎
古川　忠之
前田　曉寛
松下　哲寿
松原　文彦
三谷　清太
宮本　正典
村上　哲朗
室井　淳子
望月　栄藏
森本　勳
安野　茂
矢野　利代
山　泰三
山崎　正幸
山田　裕夫
山村　順榮
横田　吉夫
脇本三千雄　宗直
渡邊美智子

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、バルバドス大統領ジェフリー・ダヴィッドソン・ボスティック閣下の大統領閣下就任につき、十二月十六日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和七年十一月三日に、沙流川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年十二月二十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和七年十一月三日に、鵡川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年十二月二十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

文教

日本学士院新会員の選定について

日本学士院は、令和７年12月12日開催の第1194回総会において、日本学士院法第３条の規定により、下記の９名を日本学士院会員に選定した。

令和７年12月23日

日本学士院長　野依　良治

記

第１部第１分科　博士（社会学）　稲上　毅
第１分科　博士（文学）　川合　康三
第３分科　経済学博士　宮本　又郎
第３分科　Ph.D.　青木　玲子
第２部第４分科　理学博士　長谷川　昭
第５分科　Ph.D.　藤野　陽三
第５分科　工学博士　大野　英男
第６分科　農学博士　難波　成任
第６分科　農学博士　松岡　信

公告

諸事項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　第一プレミア証券株式会社
２．本店所在地　東京都渋谷区神泉町９－１
３．登録番号　関東財務局長（金商）第162号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　令和７年12月３日
６．行政処分の内容
関東財務局長（金商）第162号の登録を取り消す。

令和７年12月23日

関東財務局長　後藤　健二

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号
群馬県太田市矢場町2707番地
清算株式会社　株式会社Ｙ商事
代表清算人　柳田　芳典
1　決定年月日　令和７年12月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（ヒ）第１９号
徳島県吉野川市山川町川田198番地
清算株式会社　株式会社吉田商店
代表清算人　吉田　恵子
1　決定年月日　令和７年12月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２１号
徳島市南島田町３丁目68番地１
清算株式会社　株式会社ＭＴ商事
代表清算人　長篠　　範
1　決定年月日　令和７年12月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第５０１号
福島県郡山市安積１丁目120番地
清算株式会社　佐石株式会社
1　決定年月日　令和７年12月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所郡山支部

令和７年（ヒ）第１００４号
愛知県長久手市市が洞１丁目204番地
清算株式会社　株式会社ホーネスト
1　決定年月日　令和７年12月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

更生手続における包括的禁止命令

令和７年（ミ）第５号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目39番８号
開始前会社　マツオインターナショナル株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、次の行為をしてはならない
1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
令和７年12月11日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第６号
大阪市西区阿波座１丁目４番14号
開始前会社　松尾産業株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、次の行為をしてはならない
1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
令和７年12月11日
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

令和７年（ミ）第５号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目39番８号
開始前会社　マツオインターナショナル株式会社
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市中央区北浜１丁目８番16号大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　中森　　亘
令和７年12月11日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第６号
大阪市西区阿波座１丁目４番14号
開始前会社　松尾産業株式会社
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市中央区北浜１丁目８番16号大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　中森　　亘
令和７年12月11日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

令和七年十二月二十三日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
（甲）株式会社ストレチア
代表取締役　山根　弘
大阪府藤井寺市野中二丁目一二三番地一
（乙）ベガファーマ株式会社
代表取締役　久野　泰弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式九万株を含む）を承継し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　七十五頁（号外第二六二号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十八日
掲載頁　七十四頁（号外第二六二号）
令和七年十二月二十三日
東京都渋谷区神宮前六丁目一六番一九号
（甲）渡辺電機製造株式会社
代表取締役　原田　陽平
東京都渋谷区神宮前六丁目三三番一〇号
（乙）ワットホールディングス株式会社
代表取締役　渡辺　秀禧

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十八日
掲載頁　五十三頁（号外第二五三号）
令和七年十二月二十三日
名古屋市中区錦二丁目一五番二〇号
（甲）株式会社アスカプランニング名古屋
代表取締役　土肥　良圭
名古屋市中区錦二丁目一五番二〇号
（乙）株式会社デジタルアソシエイト
代表取締役　土肥　良圭

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　九十四頁（号外第一六六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月九日
掲載頁　四十三頁（号外第一二六号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十三日
掲載頁　二頁

（乙）https://www.asset-guardian.co.jp/company/koukoku.html
令和七年十二月二十三日
名古屋市中区丸の内二丁目二〇番二五号
（甲）株式会社アルファコンサルティング
代表取締役　早川　達也
東京都中央区八丁堀一丁目一一番一二号
（乙）アセットガーディアン株式会社
代表取締役　高橋　恵太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.log.nipponsteel.com/osaka/koukoku.html
（乙）https://www.log.nipponsteel.com/nslogikansai/koukoku.html
令和七年十二月二十三日
大阪府堺市堺区出島西町二番地
（甲）株式会社ＮＳロジ大阪
代表取締役　野﨑　素弘
大阪府堺市堺区出島西町二番地
（乙）株式会社ＮＳロジ関西
代表取締役　野﨑　素弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一二〇頁（号外第二七二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　一二〇頁（号外第二七二号）

令和七年十二月二十三日
兵庫県美方郡新温泉町芦屋四五一番地
（甲）株式会社たじみや
代表取締役　山本　達也
兵庫県美方郡新温泉町芦屋四五一番地
（乙）浜美屋産業株式会社
代表取締役　山本　達也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の会社の事業活動の支配・管理およびグループ運営に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十八日
掲載頁　一六七頁（号外第一七一号）

令和七年十二月二十三日
東京都中央区銀座三丁目一〇番一号
（甲）株式会社ＷＳＰ－ＨＤ
代表取締役　渡邊　雅夫
東京都中央区銀座三丁目一〇番一号
（乙）株式会社ＷＳＰ
代表取締役　渡邊真紀子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のリフォーム事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告いたします。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月二十六日
掲載頁　三頁

令和七年十二月二十三日
京都市右京区西院坤町一番地
（甲）株式会社ＤＯのリフォーム
代表取締役　冨永　正英
京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地
（乙）株式会社ハウスドゥ・ジャパン
代表取締役　市田　真也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.okura-hd.com/okuraw-koukoku/
（乙）http://www.okura-hd.com/okura-koukoku/
令和七年十二月二十三日
長崎市住吉町一番五号
（甲）王蔵西日本株式会社
代表取締役　山本　勝也
長崎市住吉町一番五号
（乙）王蔵株式会社
代表取締役　山本　勝也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社小澤農園とし、効力発生日は令和八年一月二十八日であり、総社員の同意の取得は、令和七年十二月五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
北海道亀田郡七飯町字藤城三四四番地七
合同会社小澤農園
代表社員　小澤　栄達

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社志桜とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
札幌市中央区南十四条西十八丁目七―一二
伏見ビル一階
合同会社志桜
代表社員　木川真喜子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階　ＴＨＣＨＫ合同会社
代表社員　千葉　卓弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
東京都江東区亀戸九丁目一九番七―九二一号
合同会社ｔｅｅｔａ
代表社員　中山　良太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
福井県三方上中郡若狭町下野木第一三号二番地
合同会社たごころ農園
代表社員　倉谷　正典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
京都府城陽市市辺五島三一番地の四
合同会社ｆｌｏｍｉｌｅ
代表社員　株式会社メディカルバルチャーホールディングス
職務執行者　吉野　貴文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日
大阪府堺市堺区市之町東四丁二番一七号
パックス合同会社
代表社員　細谷　陸雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＹＭＦＫとします。

効力発生日は令和八年二月十七日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十二月十六日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日

兵庫県明石市中朝霧丘四番一八号

合同会社ＹＭＦＫ

代表社員　川﨑　安功

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十三日

沖縄県名護市宮里一丁目二八番八号南西ビル二Ｆ

やんばる工房合同会社

代表社員　大江　貴志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千五百万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十二日

掲載頁　六十二頁（号外第一一二号）

令和七年十二月二十三日

仙台市青葉区荒巻字青葉六―六―四〇

株式会社レボルカ

代表取締役　濵松　典郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二百四十九万二千五百円減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和八年一月三十一日までに資本金が増額した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金の額も同額分減少することにより、最終的な資本金の額を九千九百万円とすることといたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二日

掲載頁　九十六頁（号外第二六四号）

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区大手町一―五―一大手町ファーストスクエアイーストタワー四Ｆ

株式会社Ｃａｒｊａｎｙ

代表取締役　渡邊　裕太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.asset-guardian.co.jp/company/koukoku.html

令和七年十二月二十三日

東京都中央区八丁堀一丁目一一番一二号

アセットガーディアン株式会社

代表取締役　高橋　恵太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百四十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一二四頁（号外第二七二号）

令和七年十二月二十三日

長野県飯田市今宮町三丁目五番地

飯田木工株式会社

代表取締役　勝嶌　正枝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月二十三日

兵庫県芦屋市大原町一二番七号

有限会社ＴＡＷＡ

代表取締役　大森　直子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二一八、〇二二、三五〇円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十日であり、臨時株主総会の決議は令和七年十二月十二日に終了しております。

この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

www.setsurotech.com/company/epn

令和七年十二月二十三日

徳島県徳島市蔵本町三丁目一八番地の一五

藤井節郎記念医科学センター

株式会社セツロテック

代表取締役　竹澤慎一郎

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社村田金箔（本店　東京都文京区大塚三丁目一七番五号）及び村田金箔株式会社（本店　当社に同じ）を子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、当該株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

以上に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月五日

掲載頁　五十九頁（号外第二六七号）

令和七年十二月二十三日

大阪市阿倍野区松崎町三丁目一四番二二号

株式会社グリーム

代表取締役　村田　志郎

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年一月三十日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二日

掲載頁　九十六頁（号外第二六四号）

令和七年十二月二十三日

佐賀県小城市三日月町久米一三六二番地五

株式会社ノナカ

代表取締役　野中　淳一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円、利益準備金の額を一千七百九万四千三百四十六円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十二月二十三日

埼玉県春日部市赤沼八七〇番地一

株式会社篠崎屋

代表取締役　関根　雅之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億八千五百万円、資本準備金の額を三億四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、令和七年十月三十日付官報九十一頁（号外第二四一号）に掲載しております。

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

丸紅ベンチャーズ株式会社

代表取締役　中川　善之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を令和七年十一月二十六日時点の百六十六億円から百六十五億円減少し一億円とし、資本準備金の額を令和七年十一月二十六日時点の百六十五億二千五百万円から百六十五億円減少し二千五百万円とすることといたしました。

減資する資本金百六十五億円及び資本準備金百六十五億円は、いずれも全額をその他資本剰余金に振り替えます。

効力発生日は、令和八年一月二十六日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十八日

掲載頁　八十三頁（号外第二六二号）

令和七年十二月二十三日

東京都江戸川区松本一丁目一―二五

株式会社イケウチ

代表取締役　池内　美友

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月二十三日

東京都中央区築地三丁目一二番五号

株式会社バトンズ

代表取締役　神瀬　悠一

掲載　胆江日日新聞

掲載の日付　令和七年十二月二十三日

掲載頁　四頁

令和七年十二月二十三日

東京都千代田区麹町五丁目七番地一

株式会社ＢＣＪ―６７

代表取締役　近藤　広幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千五百五十七万七千五百円、資本準備金の額を一億七千二百四十五万九千三百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十八日

掲載頁　八十三頁（号外第二六二号）

令和七年十二月二十三日

東京都江戸川区松本一丁目一―二五

株式会社イケウチ

代表取締役　池内　美友

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月二十三日

東京都中央区築地三丁目一二番五号

株式会社バトンズ

代表取締役　神瀬　悠一

株式併合につき通知公告

当社は、株式三十二万株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年一月十四日であり、同日における発行可能株式総数は十株となります。

令和七年十二月二十三日

大阪府堺市堺区出島西町三番三六

株式会社信貴造船所

代表取締役　橘　　潤治

合併につき株券等提出公告

当社は、三田４号株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月二十三日

岐阜県羽島郡岐南町平成一丁目六八番地

岐阜鋼業株式会社

代表取締役　毛利信太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十二億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/bluemountain/

令和七年十二月二十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ブルー・マウンテン

取締役　平沢　親範

取消公告

令和七年十二月三日（号外第二六五号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告は取消します。

令和七年十二月二十三日

北海道釧路市黒金町七丁目四番地一太平洋興発ビル八階　くしろ合同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高畑　哲也

取消公告

令和七年七月七日掲載の合併公告は取消します。

令和七年十二月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二三番六号

（甲）弁護士法人永和総合法律事務所

社員　寺島　　哲

東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル五〇二号　（乙）弁護士法人キズナ

社員　宮迫　圭秀

取消公告

令和七年七月十八日（号外第一六六号）掲載の解散公告は取消します。

令和七年十二月二十三日

東京都港区西新橋三丁目四番二号

クムジャパン株式会社

代表清算人　ロバート・メドベド